

# 令和4年度事業計画及び収支予算

新型コロナウイルス感染症終息後の学びの環境の変化とデジタル社会の到来を展望して

一般社団法人 公立大学協会

## はじめに

- この2年余り、世界は新型コロナウイルスへの対応を通じて、社会の姿の根本的な変化を受け止めてきた。人口減少のさらなる加速もその一つであり、持続可能な成熟型社会への転換は待ったなしとなっている。公立大学は、人間や社会のあり方を中心に据えた教育・研究・地域貢献をさらに前進させ、その将来像を描いていかなければならない。
- 公立大学協会としては、大学のあるべき姿を一括りにすることのない丁寧な議論を行うことで、現場の視点を十分に生かした提言を行い、公立大学の政策やガバナンスについての研究を行い、大学の運営・経営の力を高めていく必要がある。
- また、現在、地域の中核となる大学の機能強化など、高等教育の未来や新たな制度に関する議論が様々に展開されている。そこには、大学教育の質に加え、研究の質の保証に向けた各大学の自律的な改善がもとめられている。公立大学協会は、自身が設立した「大学教育質保証・評価センター」と伴走しながら、教学マネジメントを含む公立大学全体の質向上につながる取組みを行うことが求められる<sup>1</sup>。
- こうした課題のもと、令和3年度の学長会議、理事会、「事業及び組織のあり方検討会議」の議論も踏まえ、令和4年度の事業計画を策定する。
- 事業活動においては、対面、オンライン、ハイブリッドなどそれぞれの事業にふさわしい開催形態を選び、諸会議、協議会、研修会に取組むほか、学長会議を中心にシンポジウムを開催するなど、公立大学の将来像を描くための活動を積極的に展開したい。

---

<sup>1</sup> 中央教育審議会大学分科会の「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」

## 1 要望活動等 — ウイズコロナ、アフターコロナを見据えて

- 修学支援新制度における授業料減免の財源措置、コロナ下での学生支援等については、公立大学協会では様々な要望活動を行い、一部成果をあげたものの<sup>2</sup>、最終的に地方交付税による措置へと整理された。従って、経済状況が厳しい家計状況におかれている公立大学生<sup>3</sup>や大学院生に対する経済支援については、依然として設置自治体にその確実な措置を求めるといふ制度環境にある。
- 地域の中核となる大学の機能強化に関する政策に対しては、公立大学の多様な役割やそれぞれの地域特性を踏まえた議論を求めていくとともに、大学の現場の視点を尊重し、実行可能性を念頭においたうえで、人間のあり方や社会のあり方に基盤をおく議論を行う必要がある。

### (1) コロナ感染症拡大対応

- コロナ下で、経済的に困窮に陥った学生への支援
- ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた公立大学の学びの整備  
(文部科学省、全国公立大学設置団体協議会等)

### (2) 基盤的経費

- 公立大学に関する地方交付税の確実な措置
- 地方大学として積極的な役割を果たす公立大学への投資的な経費としての地方財政措置  
(総務省、文部科学省等)

### (3) 公立大学の機能強化

- 地域の中核となる大学の機能強化の議論に積極的にかかわると共に、公立大学の機能強化に向けた提言を行う。
- 日本学術会議との連携を含め、持続可能な社会を作るための学術のあり方について積極的な情報発信を行う。

---

<sup>2</sup> 修学支援新制度における基準財政需要額の算定方法は「対象学生数」に、減免分の単価を乗じるものとなり、財政需要の実額が地方交付税に確実に上乗せされることとなった。また、コロナに対する授業料減免については、令和2年度に特例的に補助金が措置された。

<sup>3</sup> 日本学生支援機構(2021)「令和2年度学生生活調査」

## 2 常置委員会における活動

- 令和3年度はオンライン環境を活用し、3つの常置委員において、公立大学にかかわる政策面・教学面・経営面にかかわる様々な検討を行ってきたが、引き続き課題を整理し、各種事業における論点の材料として提供する。
- また、各委員会に設置した作業部会等においては、これまで実施してきたアンケート調査等を踏まえ、会員校の実情に即した事業を展開する。

### (1)第1委員会

- 新型コロナウイルス感染症拡大下で学生の学びを守り、公立大学を発展させていくためには、自律的な経営体としてのガバナンス、教育研究機関として大学のガバナンス、地方自治体が高等教育機関を設置するうえでのガバナンスという3つのガバナンスが問われることが浮き彫りになった。
- 政府の各種答申や本協会の『公立大学の将来構想』<sup>4</sup>における提言を踏まえ、地方自治体の政策および公立大学の運営に関する検討を継続し、会員校や設置団体との対話を通じて公立大学のガバナンスに関する指針を策定する。
- 地域政策学等の領域横断的学術のあり方や、看護学等の専門の学術の社会的役割に関して検討する作業部会を設置し、地方自治体の高等教育政策、公立大学の地域連携、地域貢献に関する検討を進める。

検討課題	・公立大学のガバナンスに関する検討 ・地域連携・地域貢献に関する検討
重点事項	・公立大学のガバナンスに関する指針の策定 ・設置自治体政策研究（好事例のライブラリー化）
作業部会等	・公立大学の政策研究に関するWG ・LINKtopos（公立大学学生大会）企画チーム

・そのほか必要に応じ、公共政策系の学部が構成する部会の結成に取り組む。

<sup>4</sup> 公立大学協会『公立大学の将来構想 ガバナンス・モデルが描く未来マップ』（2019年5月）p.17

<sup>5</sup> いわゆるコーポレート・ガバナンス改革においては、「コーポレートガバナンス・コード」及び「ステewardシップ・コード」が車の両輪として機能することが期待されている。後者は、機関投資家が建設的な対話を通じて、投資先企業の中長期的な成長を促し、適切に受託責任を果たさせるための原則である。

## (2)第2委員会

- 各会員校においては「教学マネジメント」の確立<sup>5</sup>が急がれているが、令和3年度に当協会で行ったアンケート調査により、教学IRなどの仕組みを各公立大学が単独で構築することが難しい場合もあることが明らかになった。
- そうした現状を踏まえ、教学マネジメントに関する作業部会において好事例の取組みを共有するとともに、各会員校がそれぞれの状況に応じた仕組みを確立するための研修や情報交換の場を設定する。
- 入学者選抜の課題について、高等学校における新たな学習指導要領の導入等をはじめとする高大接続や大学教育のあり方について、入試に関する作業部会で勉強会を開催し検討を図る。

検討課題	・ 教学マネジメントについての検討 ・ 入学者選抜についての検討
重点事項	・ 大学のDX化についての検討 ・ 教育の質の保証と教学IRの検討
作業部会	・ 入試に関する作業部会 ・ 教学マネジメントに関するWG

## (3)第3委員会

- 公立大学の将来像を描くにあたり、大学経営人材の育成は最重要課題である。令和3年度に構築した「公立大学教職員の新たな研修システム」のコンテンツを充実させると共に、会員校における教職員研修の一助となるよう効果的な利用促進に取り組む。
- 競争的資金の獲得などの研究力強化の課題のほか、「研究の質保証」への関心の高まりを受け止めた検討や事業を行う。
- そのほか、重要な経営課題についての検討を進める。

検討課題	・ 大学の経営課題に関する検討 ・ 経営人材育成に関する検討
重点事項	・ 新たな研修システムの充実と利用促進 ・ 研究力強化、研究の質保証のための方策
作業部会	・ 公立大学教職員の研修システムに関するWG ・ 経営問題WG（必要に応じ設置）

<sup>5</sup> 「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日 大学分科会）

### 3 公立大学の政策等に関する研究の基盤を構築する

- 公立大学協会は、2012年度に公立大学政策・評価研究センターを設立し、以後組織の改編を行いながら、公立大学の政策や質保証に関する研究を行ってきた<sup>6</sup>。同時に、10年近くにわたる試行評価等を踏まえ、公立大学協会として、新たな認証評価機関（一般財団法人大学教育質保証・評価センター）を設立するに至った<sup>7</sup>。
- 同センターは国公立大学に対する認証評価事業を実施しているが、これまで13の公立大学の受審を得て<sup>8</sup>、社会に信頼される評価、受審大学の改善に資する評価に取組み、公立大学の内部質保証等に関する諸課題についても明らかにしてきている。
- こうした活動の経緯を踏まえ、公立大学協会として質保証の課題を含め、公立大学の経営や政策に関する諸課題について研究する組織の基盤づくりを行う。

#### (1) 「大学教育質保証・評価センター」の積極活用による質保証研究の推進

- 評価センターの会員への加入を推進し、センターの認証評価の着実な活用をはかる。
- 認証評価の受審を通じた大学改革の推進を実質化する。
- 公立大学の特色ある地域貢献活動等をアピールするための評価のあり方を構想する。

#### (2) 公立大学政策に関する研究組織の基盤づくり

- 学長会議、各委員会、専門分野ごとの部会等において公立大学の将来像に関する継続的な検討を行う。
- 各委員会に設置されたWGの検討結果等を集約し、「公立大学協会の今後の事業及び組織のあり方についての検討会議」において公立大学政策に関する研究組織の基盤づくりを行う。
- 同時に、各会員校における地域連携組織、研究組織等との連携をはかる。

---

<sup>6</sup> その間2度にわたり、文部科学省の「先導的・大学改革推進委託事業」を受託、調査研究に取り組んできた。

○平成25年度「地方自治体の政策ビジョン実現のための公立大学の積極的活用に関する調査研究」

URL[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/itaku/1347638.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1347638.htm)

○平成26年度「公立大学法人評価に関する調査研究」

URL[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/itaku/1357541.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1357541.htm)

<sup>7</sup> 今年度も引き続き、認証時の条件として示された資金的な支援等を行う。

<sup>8</sup> 2022年は19大学が受審予定

## 4 その他の事業

### (1) 総会、学長会議、理事会等

- ① 定時総会：5月23日（月）に開催する。
- ② 理事会：4月、7月、10月、11月、1月、3月に開催する。必要に応じ臨時の理事会を開催する。
- ③ 地区協議会活動（7月～9月）：各地区において地区協議会を開催し、政策課題に関する各地区共通テーマを議論する。検討事項は学長会議で情報共有する。
- ④ 学長会議：年2回（10月7日・8日、2023年1月27日）開催する。
- ⑤ 副学長等協議会：8月5日、事務局長等連絡協議会：10月25日に開催する。

### (2) 部会活動

- ① 各部会の自主的な判断において協議テーマ等を設定し部会を開催する。
- ② 要請に応じ、学部長、学科長に対する研修に関する事業を提供・実施する。
- ③ 部会未加入の学部に対し参加を呼びかける。
- ④ 地域政策系の部会を新たに組織する。
- ⑤ 各部会の要請に応じ、その運営を協会事務局として支援する。

### (3) 研修活動

- ① 定時総会、学長会議等に日程を併せ、学長研修会を開催する。
- ② 公立大学職員を対象とした多角的な研修（公立大学に関する基礎研修、公立大学政策研修、法人会計研修、教務事務研修等）を開催する。
- ③ 公立大学の経営人材育成のための研修システムの充実と活用の促進をはかる。

### (4) 調査活動

- ① 公立大学実態調査：政策研究の基礎情報を得るために、毎年各公立大学の基本情報を調査し集計する。
- ② 調査結果は会員大学へ提供すると共に、必要に応じ公表する。
- ③ 大学改革支援・学位授与機構が運用する「大学ポートレート（国公立大学版）」のシステム環境を活用し、公立大学の組織 IR を行うための情報基盤を構築するために、同機構との連携をはかる。

### (5) 広報事業

- ① 協会ホームページの充実をはかるとともに、会員専用サイトに政策情報等を整理して示すポータルを構築する。
- ② 各公立大学を紹介する冊子として「公立大学 2022」を作成し、Web サイトにも公開する。

- ③ 公立大学の情報公表に関し、IR を研究・推進する外部機関や、大学ポートレート等との連携を図るための検討を行う。

#### **(6) 公立大学協会の事業及び組織等に関する検討**

- ① 「公立大学協会の今後の事業及び組織のあり方についての検討会議」による検討を引き続き推進する。
- ② コロナ感染症の拡大によって、実施が延期されてきた周年記念行事等を今後どのような形で事業を実施するべきかの検討を継続的に行う。

#### **(7) 渉外、国際交流等事業**

- ① 国際交流活動として JACUIE（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）、UMAP（University Mobility in Asia and the Pacific；アジア太平洋大学交流機構）に参加する。
- ② 国公立大学団体が共同で行う事業への参加等、必要な渉外活動を行う。

## 5 収支予算書

令和4年度事業の収支予算については、昨年度においてコロナ感染症拡大の影響による事業開催方法の変更により繰り越された資金を原資として、各種会議を対面とオンラインで開催できるように、ハイブリッド形式対応の諸経費として200万円、また公立大学教職員を対象とする研修事業の拡大に伴い500万円を投資的に増額しています。

その他の項目については、コロナ感染症終息の可能性も考慮し、例年の予算を基本に作成していますが、感染症拡大の状況によっては補正的な取り扱いが必要となると考えられます。

(1)一般社団法人公立大学協会 令4年度収支予算書(一般会計)(案)

単位：円

	(a)	(b)	(c)	(c)-(a)	備考
	令和3年度予算額	令和3年度決算額	令和4年度予算額		
I 事業活動収支の部					
1 事業活動収入	115,506,800	116,079,904	118,393,000	2,886,200	
2 (1) 会費収入	114,606,800	115,032,700	117,393,000	2,786,200	99大学(新規加盟2大学(予定)、加盟変更1大学)
3 (2) 事業収入	0	0	0	0	
4 (3) 雑収入	900,000	1,047,204	1,000,000	100,000	共同保険手数料収入
5 (4) 繰入金収入	0	0	0	0	
6 (5) 助成金収入	0	0	0	0	
7 事業活動支出(事業費)	108,800,000	89,031,073	113,300,000	4,500,000	
8 (1) 委員会活動費	4,000,000	853,924	4,000,000	0	※感染症拡大の状況によって補正される場合がある。
9 第1委員会関係	1,000,000	146,349	1,000,000	0	常置委員会及び関連する作業部会等の開催
10 第2委員会関係	1,000,000	327,933	1,000,000	0	"
11 第3委員会関係	1,000,000	379,642	1,000,000	0	"
12 その他委員会等	1,000,000	0	1,000,000	0	特別委員会
13 (2) 協議会活動等	9,000,000	3,139,435	11,000,000	2,000,000	※感染症拡大の状況によって補正される場合がある。
14 地区協議会	1,500,000	51,800	1,500,000	0	6地区協議会の開催
15 部会	1,500,000	79,200	1,500,000	0	13の部会の開催
16 学長会議等	2,000,000	1,386,744	4,000,000	2,000,000	2回の学長会議の開催(ハイブリット対応)
17 その他の協議会	4,000,000	1,621,691	4,000,000	0	各協議会、各研究会、各研修会、linktopos等開催経費
18 (3) 企画費	19,000,000	5,262,588	17,500,000	△ 1,500,000	
19 調査費	3,000,000	2,260,897	4,000,000	1,000,000	実態調査及びその他の調査の実施等
20 広報費	1,500,000	1,355,378	4,000,000	2,500,000	HP運用、公立大学2022の発行等
21 研修費	13,000,000	1,048,035	8,000,000	△ 5,000,000	公立大学教職員の研修システムの構築等
22 企画会議費	1,500,000	598,278	1,500,000	0	運営会議開催、要望活動等の実施等
23 (4) 渉外活動	1,800,000	1,204,998	1,800,000	0	
24 国際交流	800,000	521,850	800,000	0	UMAP(アジア太平洋大学交流機構)分担金等
25 国内渉外費	1,000,000	683,148	1,000,000	0	他団体事業、周年事業等への参加
26 (5) 事業事務費	60,000,000	63,570,128	64,000,000	4,000,000	
27 事業人件費	45,000,000	47,943,991	49,000,000	4,000,000	常勤7人、役員報酬0.5人、非常勤職員等
28 その他の事務費	15,000,000	15,626,137	15,000,000	0	家賃、通信費、OA機器等
29 (6) 公益寄付金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	一般財団法人大学教育質保証・評価センターへの寄付金
30 (7) 他会計への繰出額	0	0	0	0	
31 事業活動支出(管理費)	22,600,000	21,904,790	22,300,000	△ 300,000	
32 (1) 管理人件費	12,600,000	12,207,186	11,300,000	△ 1,300,000	役員報酬0.5人、常勤1人
33 (2) 総会等開催費	1,000,000	557,337	2,000,000	1,000,000	総会(ハイブリット対応)、理事会の開催
34 (3) その他の管理費	9,000,000	9,140,267	9,000,000	0	家賃、その他事務費用
35 事業活動支出(計)	131,400,000	110,935,863	135,600,000	4,200,000	
36 事業活動収支差額	△ 15,893,200	5,144,041	△ 17,207,000	△ 1,313,800	
37 II 投資活動収支の部					
38 投資活動収入	15,000,000	15,211,000	0	△ 15,000,000	
39 運営調整資金積立金取崩収入	0	0	0	0	
40 退職引当資産取得取崩収入	15,000,000	15,211,000	0	△ 15,000,000	
41 敷金払戻収入	0	0	0	0	
42 投資活動支出	21,005,000	21,852,610	5,000,000	△ 16,005,000	
43 (1) 基本財産取得支出	0	0	0	0	
44 (2) 特定資産取得支出	18,505,000	18,716,327	3,000,000	△ 15,505,000	
45 退職引当資産取得支出	1,505,000	1,505,000	1,000,000	△ 505,000	退職手当に関する規則による引当金
46 運営調整資金積立金支出	2,000,000	2,000,327	2,000,000	0	周年事業等のための積立(会計処理規程第15条)。
47 退職引当金積立金支出	15,000,000	15,211,000	0	△ 15,000,000	
48 退職費用引当金積立支出	0	0	0	0	
49 (3) 固定資産取得支出	2,500,000	804,298	2,000,000	△ 500,000	
50 什器備品取得支出	2,500,000	804,298	2,000,000	△ 500,000	備品整備で資産計上すべき設備等
51 (4) 敷金・保証金支出	0	2,331,985	0	0	
52 敷金支払支出	0	2,331,985	0	0	
53 (5) 移転費用	0	0	0	0	
54 移転費用	0	0	0	0	
55 投資活動収支差額	△ 6,005,000	△ 6,641,610	△ 5,000,000	1,005,000	
56 III 財務活動収支の部					
57 財務活動収入	0	0	0	0	
58 財務活動支出	0	0	0	0	
59 財務活動収支差額	0	0	0	0	
60 IV 予備費支出	11,521,765	0	9,715,396	△ 1,806,369	
61 当期収支差額	△ 33,419,965	△ 1,497,569	△ 31,922,396		
62 前期繰越収支差額	33,419,965	33,419,965	31,922,396		
63 次期繰越収支差額	0	31,922,396	0		

※ 収支予算書は「公益法人会計における内部管理事項について」(平成 17 年 3 月 23 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された3区分の様式により作成している。

※ 借入金限度額 借入は原則として行わない。

※ 債務負担額 0円(ただし、動産・不動産の賃借料(リース料)は注記の対象に含まない)。

※ 役員報酬については、本収支予算案とともに別紙において 総会の承認を得る。

○ 常務理事の報酬について（案）

この法人の定款第16条第2項における、総会の決議によって別に定める報酬等の基準を以下の通り定める。

- 1 2022年度における常務理事の報酬は年額800万円とする。

以上

【関係規程等】

○ 公立大学協会定款(抄)

(役員報酬)

第16条 役員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学長である役員以外の役員について、総会の決議によって別に定める報酬等の基準に従って算定した額を支給することができる。

○ 一般社団法人公立大学協会役員選任手続等に関する規程(抄)

(理事・監事)

第2条 この法人の理事及び監事は、会員である大学の学長のうちから総会の決議によって選任する。ただし、次項

(4)に定めるその他の理事のうち2名は、会員である大学の学長以外から選任することができる。

2 理事候補者は次に定める手続きにより選出する。

- (1) 地区協議会推薦理事は6名とし、各地区協議会が推薦する者各1名とする。
- (2) 会長候補者となる理事1名は、本規程第5条に定める会長選任のための意向投票による。
- (3) 副会長候補者となる理事は3名以内とし、(2)の会長候補者となる理事が推薦する。
- (4) その他の理事は(2)の会長候補者となる理事が推薦する。

(業務執行理事)

第4条の2 業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 2 会長は、業務執行理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。